

Business calendar

2025.11 November

給与振込の時限：振込指定日の3営業日前の16時まで
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提で作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
26	27	28	29	30	31	01
02	文化の日 03	04	11月10日給与時限 16:00まで	06	07	08
09	給与振込	11月14日給与時限 16:00まで	12	13	給与振込 ※11月15日(土)の為	15
16	11月20日給与時限 16:00まで	18	19	20	21	22
11月25日給与時限 16:00まで						
勤労感謝の日 23	振替休日 24	25	26	27	28	29
		11月28日給与時限 16:00まで			給与振込 ※11月30日(日)の為	
		給与振込				
30	01					

🔔 11月の税務・労務チェックリスト

税務

- 10日 10月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 15日 所得税の予定納税額の減額申請
- 末日 9月決算法人の確定申告・納付
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 3月決算法人の中間(予定)申告・納付
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 6月・12月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付
 ※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 11月中 個人事業税の納付(第2期分)
 ※都道府県の条例で定める日

労務

- 10日 一括有期事業開始届(10月分)の提出
- 末日 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 健康保険印紙受払等報告書提出
- 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出
- 継続・有期事業概算保険料延納額(12~翌3月分)の納付

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。